

**令和 8 年度緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練事業
業務委託仕様書**

1 業務

令和 8 年度緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練事業業務委託

2 目的

大規模災害時を想定した訓練施設の設営等について、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施することを目的に業務委託を行うもの

3 訓練の概要・日時・場所

別添のとおり

4 委託期間

契約日から令和 9 年 3 月 12 日（金）まで

5 訓練施設の開始可能日、設営及び撤去期限

- (1) 施設設営開始可能日：令和 8 年 9 月 25 日（金）
- (2) 施設設営期限：令和 8 年 10 月 30 日（金）まで
但し、天候不良等の事情がある場合は適宜実行委員会と調整すること
- (3) 施設撤去期限：令和 8 年 11 月 20 日（金）まで

6 業務内容

- (1) 令和 8 年度緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練会場における各訓練施設（訓練で使用する建物施設等）の設営に係る企画立案、各訓練施設の図面作成、訓練プログラム等の作成支援、運営支援
- (2) 各訓練施設の設営及び撤去（一部ガードレールの取り外し及び再取り付けが発生する可能性を含む）
- (3) 各訓練会場（駐車場を含む）の案内看板の作成、設置及び撤去
- (4) 各訓練に使用する車両及び倒壊家屋等の訓練会場での設置及び撤去
- (5) 各会場におけるテント、仮設トイレ及び手洗いユニットの設置及び撤去
- (6) 各訓練施設の訓練当日までの手直し（必要に応じ 14,000m²程度の草刈り及び集草を含む）及び維持管理・施設撤去までの安全管理等の措置
- (7) その他必要と想定される資機材等のリスト作成や配置の提案、設置・撤去（以下の例を参照）
 - ・電源設備等の配置の提案、設置、撤去
 - ・ダイジェスト版の映像作成や当日の大型ビジョンの設置による放映、撤去
 - ・閉会式における訓練参加者の速やかな整列の工夫や措置（プラカードの作成等）
- (8) その他契約額の範囲内で受託者と実行委員会で合意した業務

7 留意事項

- (1) 業務遂行能力について

- ア 本業務にあたり必要な人員が確保され、責任体制・連絡体制を明確にし、求めに応じて迅速かつ的確に対応できる体制を整えていること。
- イ 不測の事態に対応できる人員・連絡体制を構築すること。
- ウ 業務を総合的に評価でき、かつ作業進行を適切に管理できる責任者を置くこと。
- エ 訓練終了後、設営施設・物品を撤去し、原状復旧を行うこと。

(2) 企画提案実施能力について

- ア 消防庁が示す重点推進事項に沿った訓練内容であり、スケジュールも含め実現可能な提案となっていること。
- イ 実際の消防活動に即した訓練が実施できるような模擬被災現場を設営し、実践的な訓練環境となるよう創意工夫を施すこと。
- ウ 安全面を考慮した施設の構造配置とすること。
- エ 施設は、悪天候となることも想定した資機材・構造とすること。
- オ 施設及び会場の設営は、ヘリコプターのダウンウォッシュの強風に耐える資機材や構造とすること。
- カ 訓練施設設置後から撤去までの間、訓練施設に対する安全管理や維持管理等のために必要な措置をとること。
- キ 見学者等の安全確保について十分な対策をとること。
- ク 設営・撤去にあたっては、騒音等、近隣住民の生活に支障を来すことのないよう措置をとること。

(3) その他

- ア 業務内容の実施に要するすべての費用については、委託料に含むものとする。
- イ 映像等成果物の著作権は、令和8年度緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練実行委員会に帰属する。
- ウ 業務の進捗状況については、随時事務局に報告するとともに、指示を受けること。
- エ 各訓練施設の設営完了後及び撤去完了後は速やかに事務局に報告し、検査を受けること。また、検査による指摘箇所は、直ちに修復等の措置をすること。
- オ 施設の設営開始から原状復旧までの期間は、十分な安全管理のもと、業務を履行すること。
- カ 当日の施設の維持管理等、訓練の運営に必要な人員を確保の上、当日職員の求めに応じて対応すること。
- キ 業務を遂行するにあたり変更が生じた場合や仕様書に定めのない事項は、その都度実行委員会と協議すること。
- ク その他、別紙「中部ブロック合同訓練 訓練施設の設営について」及び「令和8年度緊急消防援助隊中部ブロック合同訓練実施計画」を参照すること。